

第3次新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る占冠村感染防止支援金交付要項

占冠村役場企画商工課

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の必要性に鑑み、村内事業者に必要な支援を行うことによって村内事業者の同感染症防止対策を推進すると共に、地域経済の維持振興を図ることを目的とする。

2. 概要

村内の旅館や飲食店等における感染拡大防止対策の推進のための支援金を交付する。

- (1) 宿泊事業者：20万円
- (2) 飲食事業者：10万円
- (3) 小売業者：10万円
- (4) その他事業者：5万円

3. 交付対象者

- (1) 主たる事業所を占冠村内に有する占冠村商工会会員である法人又は個人事業主(賛助会員、定款会員を除く)。であって、かつ、令和2年9月から令和2年11月までの3か月間、現に村内に事業所を有していた者。ただし、村長が特に認めた者はこの限りでない。
- (2) 郵便局等特に公的要素が高い事業者を除く(NPO法人占冠・村づくり観光協会を対象とする。)
- (3) 占冠村商工会への入会時期は問わないものとする。
- (4) 複数の事業を行っている事業者については、会費納入事業者の業種を交付対象とする。

4. 交付申請期間

令和3年1月13日(水)から令和3年2月26日(金)までとする。
ただし、村長が特に必要と認めた場合は申請の期限を延長することができる。

5. 交付申請

本感染防止支援金の申請は、占冠村商工会を經由して申請するものとし、申請方法及び申請に必要な書類等は、次のとおりとする。

- (1) 占冠村商工会は(4)及び(5)の書類を取りまとめの上、(2)及び(3)の書類と併せて占冠村長あて提出するものとする。
- (2) 感染防止支援金交付申請書(別記第1号様式)
- (3) 感染防止支援金申請一覧表(別記第2号様式)
- (4) 各事象者は感染防止支援金交付申請書(別記第3号様式)及び誓約書(別記第4号様式)を占冠村商工会あて提出するものとする。
- (5) その他村長が特に必要と認める書類

6. 交付決定通知

感染防止支援金の交付額を決定した場合は、申請者に対して感染防止支援金交付額決定通知書(別記第5号様式)を送付するものとする。

7. その他

本要項に定めのない事案・事項等が発生した場合は、村長が諸事情を勘案の上、その内容を定め、決定するものとする。